

平成30年第4回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p data-bbox="357 555 1139 589">三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例（制定）</p> <hr/> <p data-bbox="357 689 485 723">1 目的</p> <p data-bbox="389 734 1372 936">自転車の安全で適正な利用の促進、道路交通環境の整備、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し、市民、市、警察署、関係団体、事業者等が協働するために必要な措置を定め、もって自転車の交通に係る事故の防止と道路その他の公共の用に供する場所の安全で快適な環境の確保及びその機能の低下の防止を図ることとした。</p> <p data-bbox="357 947 580 981">2 市長の責務</p> <p data-bbox="389 992 1372 1261">市長は、自転車の安全で適正な利用に関する意識の啓発、教育活動等の事業の推進に関する施策、自転車等の放置防止に関する指導、啓発その他の駐車対策事業の推進に関する施策、各種施設を設置又は運営する事業者、鉄道事業者等との協働による需要に応じた自転車等の放置防止のための自転車等駐車施設の設置及び適切な管理に関する施策等を実施しなければならないこととした。</p> <p data-bbox="357 1272 932 1305">3 自転車等の利用者及び所有者の責務</p> <p data-bbox="389 1317 1372 1496">自転車等の利用者は、道路交通法その他の法令を遵守し、自転車等が車両であることを認識したうえで、歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車等の安全で適正な利用に努めなければならない等とした。</p> <p data-bbox="357 1507 644 1541">4 事業者等の責務</p> <p data-bbox="389 1552 1372 1686">事業者は、当該法人、団体等に所属し自転車を利用する者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施、情報の提供その他必要な措置を講じるよう努めなければならない等とした。</p> <p data-bbox="357 1697 676 1731">5 鉄道事業者の責務</p> <p data-bbox="389 1742 1372 1821">鉄道事業者は、鉄道利用者のために、自ら積極的に自転車等駐車場の設置に努めなければならない等とした。</p> <p data-bbox="357 1832 836 1865">6 学校の長による指導、啓発等</p> <p data-bbox="389 1877 1372 2011">学校の長は、児童、生徒、学生及び教職員に対して、自転車の安全で適正な利用に関する指導及び意識の啓発を行うよう努めなければならない等とした。</p>

7 自転車等駐車場の新設（有料）

名 称	位 置
三鷹駅南口駐輪場	三鷹市下連雀三丁目36番1号

8 サイクルシェア事業

(1) 自転車の放置を防止し、自転車の利用者の更なる利便に供するとともに、環境負荷の軽減、まちの活性化等に資するため、サイクルシェア事業を実施することとした。

(2) サイクルシェア駐輪場の設置（有料）

名 称	位 置
三鷹駅南口サイクルシェア駐輪場	三鷹市下連雀三丁目36番1号

9 利用料金

利用料金の額は、次の金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めることとするとともに、利用料金は指定管理者の収入とすることとした。

利用区分			金額
自転車等駐輪場	自転車	月ぎめ利用（1月当たり）	3,500円
		日ぎめ利用（1日当たり）	200円
		時間利用（4時間当たり）	100円
	原動機付自転車	月ぎめ利用（1月当たり）	7,000円
		日ぎめ利用（1日当たり）	400円
		時間利用（4時間当たり）	200円
サイクルシェア駐輪場	月ぎめ利用（1月当たり）	2,500円	

10 その他定義、自転車等駐車場の附置義務及び自転車等の放置禁止等について定めることとした。

11 施行期日等

(1) 施行期日

平成31年4月1日

(2) 三鷹市自転車等の放置防止に関する条例等の廃止等

三鷹市自転車等の放置防止に関する条例及び三鷹市自転車の安全利用に関する条例を廃止するとともに、経過措置を設けることとした。

(3) 準備行為

有料自転車等駐車施設の利用に係る手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとした。

2	<p style="text-align: center;">三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 初任給の改定 上級 182,700円 → 183,700円 中級 156,100円 → 157,100円 初級 144,600円 → 145,600円 ※初任給引上げのため、給料表の初任層を引上げ改定</p> <p>2 勤勉手当の支給率の改定 勤勉手当 100分の95 → 100分の100（課長職職員は100分の115→100分の120、部長職職員は100分の125→100分の130） ※期末・勤勉手当の年間支給率 100分の450 → 100分の460</p> <p>3 期末手当の配分の変更 6月支給期 100分の122.5 → 100分の130（課長職職員は100分の102.5→100分の110、部長職職員は100分の92.5→100分の100） 12月支給期 100分の137.5 → 100分の130（課長職職員は100分の117.5→100分の110、部長職職員は100分の107.5→100分の100）</p> <p>4 課長補佐職の扶養手当の改定 配偶者、父母等 6,000円 → 3,000円</p> <p>5 施行期日等 (1) 施行期日 公布の日（適用は、平成30年12月1日）。ただし、1、3、4及び5(3)は平成31年4月1日 (2) 勤勉手当の特例 平成30年度の勤勉手当の支給に当たっては、12月期の勤勉手当の支給率を100分の105（課長職職員は100分の125、部長職職員は100分の135）とすることとした。 (3) 三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 3の期末手当の配分の変更に伴い、必要な規定の整備を行うこととした。</p>
---	--

<p>3</p>	<p>三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 期末手当の支給率の改定及び配分の変更</p> <p>(1) 平成30年度支給率</p> <p>12月期 100分の232.5 → 100分の242.5</p> <p>6月期 100分の217.5 (支給済)</p> <p>※年間支給率 100分の450 → 100分の460</p> <p>(2) 平成31年度支給率</p> <p>6月期 100分の217.5 → 100分の230</p> <p>12月期 100分の232.5 → 100分の230</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日。適用は、平成30年12月1日</p>
<p>4</p>	<p>三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 期末手当の支給率の改定及び配分の変更</p> <p>(1) 平成30年度支給率</p> <p>12月期 100分の232.5 → 100分の242.5</p> <p>6月期 100分の217.5 (支給済)</p> <p>※年間支給率 100分の450 → 100分の460</p> <p>(2) 平成31年度支給率</p> <p>6月期 100分の217.5 → 100分の230</p> <p>12月期 100分の232.5 → 100分の230</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日。適用は、平成30年12月1日</p>

5	<p>三鷹市市税条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 都市計画税の税率の特例 都市計画税の税率100分の0.3を平成31年度分は100分の0.225とすることとした。</p> <p>2 施行期日 平成31年4月1日</p>																																												
6	<p>三鷹市生涯学習センター条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 施設の使用開始時間の繰上げ及び使用時間の延長等 施設の使用開始時間の繰上げは1時間を、使用時間の延長は2時間を限度として、使用当日において管理上支障のない場合に限り承認するとともに、追加使用時間1時間当たりの料金を新設することとした。</p> <table border="1" data-bbox="395 1167 1214 1906"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">追加使用時間 1時間当たり</th> </tr> <tr> <th>市内団体</th> <th>市外団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>学習室 1</td><td>800 円</td><td>1,100 円</td></tr> <tr><td>学習室 2</td><td>800 円</td><td>1,100 円</td></tr> <tr><td>学習室 3</td><td>800 円</td><td>1,100 円</td></tr> <tr><td>学習室 4</td><td>300 円</td><td>500 円</td></tr> <tr><td>学習室 5</td><td>500 円</td><td>800 円</td></tr> <tr><td>学習室 6</td><td>500 円</td><td>700 円</td></tr> <tr><td>学習室 7</td><td>500 円</td><td>800 円</td></tr> <tr><td>創作室 1</td><td>700 円</td><td>1,000 円</td></tr> <tr><td>創作室 2</td><td>700 円</td><td>1,000 円</td></tr> <tr><td>料理実習室</td><td>900 円</td><td>1,300 円</td></tr> <tr><td>和室</td><td>500 円</td><td>700 円</td></tr> <tr><td>ホール（ステージ使用）</td><td>2,300 円</td><td>3,400 円</td></tr> <tr><td>ホール（ステージ不使用）</td><td>1,700 円</td><td>2,500 円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 施行期日 平成31年3月1日</p>	施設名	追加使用時間 1時間当たり		市内団体	市外団体	学習室 1	800 円	1,100 円	学習室 2	800 円	1,100 円	学習室 3	800 円	1,100 円	学習室 4	300 円	500 円	学習室 5	500 円	800 円	学習室 6	500 円	700 円	学習室 7	500 円	800 円	創作室 1	700 円	1,000 円	創作室 2	700 円	1,000 円	料理実習室	900 円	1,300 円	和室	500 円	700 円	ホール（ステージ使用）	2,300 円	3,400 円	ホール（ステージ不使用）	1,700 円	2,500 円
施設名	追加使用時間 1時間当たり																																												
	市内団体	市外団体																																											
学習室 1	800 円	1,100 円																																											
学習室 2	800 円	1,100 円																																											
学習室 3	800 円	1,100 円																																											
学習室 4	300 円	500 円																																											
学習室 5	500 円	800 円																																											
学習室 6	500 円	700 円																																											
学習室 7	500 円	800 円																																											
創作室 1	700 円	1,000 円																																											
創作室 2	700 円	1,000 円																																											
料理実習室	900 円	1,300 円																																											
和室	500 円	700 円																																											
ホール（ステージ使用）	2,300 円	3,400 円																																											
ホール（ステージ不使用）	1,700 円	2,500 円																																											

7	<p>三鷹市市民体育施設条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 総合スポーツセンターのプール等の個人使用における1時間料金の新設 総合スポーツセンターのプール、トレーニング室及びランニング走路の個人使用の料金について、現行の2時間料金に加えて、1時間料金を新設することとした。</p> <table border="1" data-bbox="395 654 1177 1048"> <thead> <tr> <th rowspan="3">施設名</th> <th colspan="2">個人使用</th> </tr> <tr> <th colspan="2">利用時間1時間</th> </tr> <tr> <th>市民等</th> <th>市民等以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プール</td> <td>大人 200円</td> <td>大人 300円</td> </tr> <tr> <td>子ども 50円</td> <td>子ども 80円</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>大人 200円</td> <td>大人 300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ランニング走路</td> <td>大人 80円</td> <td>大人 130円</td> </tr> <tr> <td>子ども 30円</td> <td>子ども 50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施行期日 平成31年3月1日</p>	施設名	個人使用		利用時間1時間		市民等	市民等以外	プール	大人 200円	大人 300円	子ども 50円	子ども 80円	トレーニング室	大人 200円	大人 300円	ランニング走路	大人 80円	大人 130円	子ども 30円	子ども 50円
施設名	個人使用																				
	利用時間1時間																				
	市民等	市民等以外																			
プール	大人 200円	大人 300円																			
	子ども 50円	子ども 80円																			
トレーニング室	大人 200円	大人 300円																			
ランニング走路	大人 80円	大人 130円																			
	子ども 30円	子ども 50円																			
8	<p>三鷹市民センター駐輪場及び三鷹市和洋弓場（仮称）整備工事請負契約の締結について</p> <hr/> <p>1 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）による契約</p> <p>2 契約の金額 8億4,780万円</p> <p>3 契約の相手方 東京都三鷹市下連雀三丁目27番13号正栄ビル 村本建設株式会社 西東京営業所 所長 降矢 直宏</p> <p>4 工事概要 (1) 工事場所 三鷹市野崎一丁目1番1号 (2) 構造及び規模 鉄骨造 地上2階建て</p>																				

- (3) 延床面積
3,081.20 m²
- (4) 工事内容
 - ア 駐輪場及び和洋弓場の建設
 - イ エレベーターの建設
 - ウ 樹木、植栽及び外構の整備
- (5) 工期
契約確定日の翌日から平成31年12月27日まで

9 三鷹市山本有三記念館等の指定管理者の指定について

三鷹市公の施設指定管理者候補者選定・評価委員会における審議を経て、三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、三鷹市山本有三記念館等の指定管理者を次のとおり指定することとした。

施 設	指定管理者	指定の期間
三鷹市山本有三記念館 三鷹市下連雀二丁目12番27号	三鷹市上連雀六丁目12番14号 公益財団法人 三鷹市スポーツと文化財団	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
三鷹市美術ギャラリー 三鷹市下連雀三丁目35番1号		
三鷹市芸術文化センター 三鷹市上連雀六丁目12番14号		
三鷹市公会堂 三鷹市野崎一丁目1番1号		
みたか井心亭 ^{せいしんてい} 三鷹市下連雀二丁目10番48号		

<p>10</p>	<p>三鷹国際交流センター及び三鷹市女性交流室の指定管理者の指定について</p> <hr/> <p>三鷹市公の施設指定管理者候補者選定・評価委員会における審議を経て、三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、三鷹国際交流センター及び三鷹市女性交流室の指定管理者を次のとおり指定することとした。</p> <table border="1" data-bbox="395 683 1329 1055"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 683 758 772">施 設</th> <th data-bbox="758 683 1094 772">指定管理者</th> <th data-bbox="1094 683 1329 772">指定の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 772 758 913">三鷹国際交流センター 三鷹市下連雀三丁目30番12号</td> <td data-bbox="758 772 1094 913">三鷹市下連雀三丁目30番12号 公益財団法人 三鷹国際交流協会</td> <td data-bbox="1094 772 1329 913">平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 913 758 1055">三鷹市女性交流室 三鷹市下連雀三丁目30番12号</td> <td data-bbox="758 913 1094 1055"></td> <td data-bbox="1094 913 1329 1055"></td> </tr> </tbody> </table>	施 設	指定管理者	指定の期間	三鷹国際交流センター 三鷹市下連雀三丁目30番12号	三鷹市下連雀三丁目30番12号 公益財団法人 三鷹国際交流協会	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで	三鷹市女性交流室 三鷹市下連雀三丁目30番12号		
施 設	指定管理者	指定の期間								
三鷹国際交流センター 三鷹市下連雀三丁目30番12号	三鷹市下連雀三丁目30番12号 公益財団法人 三鷹国際交流協会	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで								
三鷹市女性交流室 三鷹市下連雀三丁目30番12号										
<p>11</p>	<p>三鷹市高齢者センターけやき苑の指定管理者の指定について</p> <hr/> <p>三鷹市公の施設指定管理者候補者選定・評価委員会における審議を経て、三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、三鷹市高齢者センターけやき苑の指定管理者を次のとおり指定することとした。</p> <table border="1" data-bbox="395 1529 1329 1809"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 1529 758 1619">施 設</th> <th data-bbox="758 1529 1094 1619">指定管理者</th> <th data-bbox="1094 1529 1329 1619">指定の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 1619 758 1809">三鷹市高齢者センター けやき苑 三鷹市深大寺二丁目29番13号</td> <td data-bbox="758 1619 1094 1809">三鷹市下連雀五丁目2番5号 社会福祉法人 東京弘済園</td> <td data-bbox="1094 1619 1329 1809">平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施 設	指定管理者	指定の期間	三鷹市高齢者センター けやき苑 三鷹市深大寺二丁目29番13号	三鷹市下連雀五丁目2番5号 社会福祉法人 東京弘済園	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで			
施 設	指定管理者	指定の期間								
三鷹市高齢者センター けやき苑 三鷹市深大寺二丁目29番13号	三鷹市下連雀五丁目2番5号 社会福祉法人 東京弘済園	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで								

<p>12</p>	<p>三鷹市牟礼老人保健施設の指定管理者の指定について</p> <hr/> <p>三鷹市公の施設指定管理者候補者選定・評価委員会における審議を経て、三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、三鷹市牟礼老人保健施設の指定管理者を次のとおり指定することとした。</p> <table border="1" data-bbox="395 645 1337 922"> <thead> <tr> <th>施 設</th> <th>指定管理者</th> <th>指定の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市牟礼老人保健施設 三鷹市牟礼六丁目12番30号</td> <td>三鷹市牟礼六丁目12番30号 社会福祉法人 三鷹市 社会福祉事業団</td> <td>平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施 設	指定管理者	指定の期間	三鷹市牟礼老人保健施設 三鷹市牟礼六丁目12番30号	三鷹市牟礼六丁目12番30号 社会福祉法人 三鷹市 社会福祉事業団	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
施 設	指定管理者	指定の期間					
三鷹市牟礼老人保健施設 三鷹市牟礼六丁目12番30号	三鷹市牟礼六丁目12番30号 社会福祉法人 三鷹市 社会福祉事業団	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで					
<p>13</p>	<p>三鷹市立母子生活支援施設三鷹寮の指定管理者の指定について</p> <hr/> <p>三鷹市公の施設指定管理者候補者選定・評価委員会における審議を経て、三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、三鷹市立母子生活支援施設三鷹寮の指定管理者を次のとおり指定することとした。</p> <table border="1" data-bbox="395 1393 1337 1671"> <thead> <tr> <th>施 設</th> <th>指定管理者</th> <th>指定の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市立母子生活支援施設三鷹寮 三鷹市上連雀六丁目11番16号</td> <td>三鷹市牟礼六丁目12番30号 社会福祉法人 三鷹市 社会福祉事業団</td> <td>平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施 設	指定管理者	指定の期間	三鷹市立母子生活支援施設三鷹寮 三鷹市上連雀六丁目11番16号	三鷹市牟礼六丁目12番30号 社会福祉法人 三鷹市 社会福祉事業団	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
施 設	指定管理者	指定の期間					
三鷹市立母子生活支援施設三鷹寮 三鷹市上連雀六丁目11番16号	三鷹市牟礼六丁目12番30号 社会福祉法人 三鷹市 社会福祉事業団	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで					

三鷹市一小学童保育所 A 等の指定管理者の指定について

三鷹市公の施設指定管理者候補者選定・評価委員会における審議を経て、三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、三鷹市一小学童保育所 A 等の指定管理者を次のとおり指定することとした。

なお、にしみたか学園を構成する小学校の学童保育所（三鷹市二小学童保育所 A、三鷹市二小学童保育所 B、三鷹市井口小学童保育所 A 及び三鷹市井口小学童保育所 B）については、指定管理者の候補者を公募により選定した。

施 設	指定管理者	指定の期間
三鷹市一小学童保育所 A 三鷹市新川三丁目 21 番 2 号	三鷹市新川六丁目 37 番 1 号 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ 3 階 福祉センター 社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会	平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで
三鷹市一小学童保育所 B 三鷹市新川六丁目 4 番 16 号		
三鷹市二小学童保育所 A 三鷹市野崎三丁目 19 番 1 号		
三鷹市二小学童保育所 B 三鷹市野崎三丁目 12 番 18 号		
三鷹市三小学童保育所 A 三鷹市上連雀四丁目 12 番 33 号		
三鷹市三小学童保育所 B 三鷹市上連雀四丁目 12 番 33 号		
三鷹市五小学童保育所 A 三鷹市井の頭二丁目 21 番 18 号		
三鷹市五小学童保育所 B 三鷹市井の頭二丁目 21 番 18 号		
三鷹市七小学童保育所 A 三鷹市上連雀七丁目 7 番 7 号		
三鷹市七小学童保育所 B 三鷹市上連雀七丁目 7 番 7 号		
三鷹市大沢台小学童保育所 三鷹市大沢二丁目 9 番 3 号		

三鷹市高山小学童保育所A 三鷹市牟礼四丁目 3 番16号		
三鷹市高山小学童保育所B 三鷹市牟礼四丁目 3 番16号		
三鷹市高山小学童保育所C 三鷹市牟礼三丁目10番24号		
三鷹市中原小学童保育所A 三鷹市中原二丁目12番13号		
三鷹市中原小学童保育所B 三鷹市中原二丁目12番13号		
三鷹市北野小学童保育所A 三鷹市北野三丁目 1 番 5 号		
三鷹市北野小学童保育所B 三鷹市北野三丁目 1 番 5 号		
三鷹市井口小学童保育所A 三鷹市井口三丁目 7 番64号		
三鷹市井口小学童保育所B 三鷹市井口三丁目 7 番64号		
三鷹市東台小学童保育所A 三鷹市中原二丁目17番37号		
三鷹市東台小学童保育所B 三鷹市中原二丁目17番37号		
三鷹市羽沢小学童保育所 三鷹市大沢四丁目 9 番 1 号		

<p>15</p>	<p>三鷹市下連雀市民住宅の指定管理者の指定について</p> <hr/> <p>三鷹市公の施設指定管理者候補者選定・評価委員会における審議を経て、三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、三鷹市下連雀市民住宅の指定管理者を次のとおり指定することとした。</p> <table border="1" data-bbox="395 636 1337 913"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>指定管理者</th> <th>指定の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市下連雀市民住宅 三鷹市下連雀三丁目30番12号</td> <td>三鷹市下連雀三丁目38番4号 株式会社 まちづくり三鷹</td> <td>平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設	指定管理者	指定の期間	三鷹市下連雀市民住宅 三鷹市下連雀三丁目30番12号	三鷹市下連雀三丁目38番4号 株式会社 まちづくり三鷹	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで	
施設	指定管理者	指定の期間						
三鷹市下連雀市民住宅 三鷹市下連雀三丁目30番12号	三鷹市下連雀三丁目38番4号 株式会社 まちづくり三鷹	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで						
<p>16</p>	<p>三鷹駅南口駐輪場及び三鷹駅南口サイクルシェア駐輪場の指定管理者の指定について</p> <hr/> <p>三鷹市公の施設指定管理者候補者選定・評価委員会における審議を経て、三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、三鷹駅南口駐輪場及び三鷹駅南口サイクルシェア駐輪場の指定管理者を次のとおり指定することとした。</p> <table border="1" data-bbox="395 1429 1337 1845"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>指定管理者</th> <th>指定の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹駅南口駐輪場 三鷹市下連雀三丁目36番1号</td> <td rowspan="2">三鷹市下連雀三丁目38番4号 株式会社 まちづくり三鷹</td> <td rowspan="2">平成31年4月1日から平成33年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>三鷹駅南口サイクルシェア駐輪場 三鷹市下連雀三丁目36番1号</td> </tr> </tbody> </table>	施設	指定管理者	指定の期間	三鷹駅南口駐輪場 三鷹市下連雀三丁目36番1号	三鷹市下連雀三丁目38番4号 株式会社 まちづくり三鷹	平成31年4月1日から平成33年3月31日まで	三鷹駅南口サイクルシェア駐輪場 三鷹市下連雀三丁目36番1号
施設	指定管理者	指定の期間						
三鷹駅南口駐輪場 三鷹市下連雀三丁目36番1号	三鷹市下連雀三丁目38番4号 株式会社 まちづくり三鷹	平成31年4月1日から平成33年3月31日まで						
三鷹駅南口サイクルシェア駐輪場 三鷹市下連雀三丁目36番1号								

17	市道路線の認定について		
	認定		
	路線名	場所	延長
	市道第851号線	三鷹市牟礼六丁目	466m
18	平成 30 年度三鷹市一般会計補正予算（第 2 号）		
19	平成 30 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）		
20	平成 30 年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）		

○ 特記事項

- (1) 人権擁護委員候補者の推薦について（3 件）
- (2) 農業委員会委員の任命について（1 件）